

議案第81号

**静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について**

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市
条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定に
よる専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。